

支援費制度施行に係る事務の円滑化等の支援

0 百万円

1,273百万円

平成15年度から始まる支援費制度を円滑に施行するため、都道府県及び市町村における事務の円滑化等を図るための支援を行う。

(事業内容)

1 支援費支給決定等円滑化を図るための支援

都道府県及び市町村において、支援費支給に係る事務処理のシステム化や障害程度区分決定等の支援費支給決定等の支援を行うことにより、制度の円滑な施行を図る。

- (1) 支援費関係事務処理システム開発費(都道府県)
支援費支給に係る事務処理をシステム化することにより、円滑な制度の施行を図る。
- (2) 障害程度区分決定検討会議の開催(市町村)
医師及び介護福祉士等の専門家と市町村職員による会議を開催し、障害程度区分決定の円滑な実施を図る。
- (3) 支援費支給決定に係るコミュニケーション支援(市町村)
盲ろう重複及びろう重複等、コミュニケーションに支援が必要な者に対し、支援費支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聴き取り等が円滑に行えるよう、手話通訳者等コミュニケーション支援が行える者を確保する。

2 利用者参加型支援費制度向上事業(都道府県)

支援費制度運用向上委員会の開催

事業者等ネットワーク構築部会

施設と居宅事業者間での情報交換等、連携を深めることにより、総合的な地域生活への移行支援を行う。

3 障害者地域生活推進特別モデル事業(市町村)

施設に入所している障害者の地域移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進し、支援費制度を円滑に施行するため、都道府県(指定都市)が特定の障害福祉圏域内の市町村を指定し(指定市町村)、都道府県の調整のもとに指定市町村は当該圏域の関係市町村及び施設等と連携して、障害者の地域生活のため支援費対象のサービス利用等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行うとともに、障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する。

(1市町村2カ年事業)

(補助率) 1 / 2

(国1/2、都道府県・市町村1/2 ただし、3は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)